

**【声明】地方教育行政への政治支配強化を許さず、子どもと教育を守る共同を
教育行政法「改正」案の可決強行に満身の怒りをもって抗議する**

2014年6月13日

全日本教職員組合 中央執行委員会

本日、参議院本会議において、地方教育行政法「改正」案の採決が強行され、自民、公明両党などの賛成多数で可決し、成立しました。改悪された地方教育行政法は、憲法の理念に背き、教育への政治支配を強化するものであり、断じて容認できないものです。

1. 戦後、「憲法の理想の実現は教育の力に待つ」として、憲法と一体に教育改革が行われました。この戦後教育改革の柱の一つとして、地方教育行政が不当な支配に服することなく国民に直接責任を負って行うために教育委員会制度が導入され、地方教育行政は国からも首長からも独立した制度として確立されました。今回の「改正」は、こうした基本原理をないがしろにし、子どもたちの成長や発達を目標とすべき教育をその時々首長や政府の意向に沿ったものに歪めようとするものです。
2. 改悪された地方教育行政法は、地方の大まかな教育方針である「大綱」を国の教育振興基本計画を参酌して定めること、首長が主宰する「総合教育会議」を新設すること、教育委員長を廃して、首長が新教育長を直接任命できるようにしたこと、教育委員会による教育委員会事務局への指揮監督権を奪うことなどによって、国と首長による地方教育行政への政治支配を強化するものとなっています。
とりわけ「大綱」は、教育委員会の専権事項であるものについても教育委員会の合意がなくても首長の一存で書き込むことを可能としていることや、国による是正指導について事後の指示を可能としていることなど重大な問題であり、総じて、国と首長の意向を地方教育行政に反映させるしくみづくりとなっています。
3. 安倍内閣は、「改正」の理由を大津のいじめ事件を引き合いに「教育長と教育委員長の責任と権限の明確化」「迅速な対応を可能とすること」などとしてその成立を図ってきました。しかし、国会の審議において、何人もの参考人が「多くの教育委員会は本当に責任を持ってやってきたし、迅速にも処理してきたとっております」と述べ、下村文科大臣も「多くの教育委員会はうまくいっていると聞いているし、私もそう思う」と答弁しています。また、現行法でも「改正」案でも、教育長と執行機関としての教育委員会の権限の所在が何らの変更もないことが明らかになるなど、立法の前提そのものが崩壊しています。こうした中での採決強行に一片の道理もありません。
4. 国会の審議では、教育委員会の専権事項にかかわっては教育委員会に決定権限があること、首長との調整において合意しなかった事項については「大綱」に記載されたとしても尊重の義務がないことなど重要な確認がされました。また、総合教育会議について「相互の役割・権限を尊重しつつ、十分に協議を行い、調整を図ること」や是正指示にかかわって「国の関与は限定的であるべきという地方自治の原則を踏まえ、国の関与は最小限とすべきことに留意して運用すること」などが付帯決議に盛り込まれました。
5. 安倍内閣は、今、集団的自衛権の行使容認、原発再稼働、消費税増税、社会保障大改

悪、TPP 推進、“残業代ゼロ”“生涯ハケン”、大企業減税など日本を「戦争する国」、「世界で一番企業が活動しやすい国」に変えようとしています。こうした国づくりをすすめる「人材」の育成のために、安倍「教育再生」の具体化の一つとして教育委員会制度を改悪し、教育への政治支配を強めるのが今回の「改正」のねらいであることは明らかです。

このことによって、侵略戦争を美化する教科書の採択や道徳の教科化などをすすめるとともに、全国一斉学力テストの結果公表や土曜授業、学校統廃合を地方に押しつけようとしています。

6. 教育は、子どもの成長・発達のための文化的な営みです。また、教職員と子どもとの人間的な触れ合いを通じて行われるものです。だからこそ、自由や自主性は欠かせません。今、国がすべきなのは、地方教育行政が地域の子どもたちの実態や保護者・住民の声をいかした施策ができるよう、その自主性を尊重する体制の整備をすることです。同時に、35人学級や教育費の無償化など教育条件整備に力を尽くし、そのための予算を増額することです。

全教は、国会審議の中で確認されたこれらの歯止めをいかし、改悪された法のねらいを持ち込ませないとりくみをすすめるとともに、今回のとりくみを通じて広がった地方教育委員会や教育委員、父母・国民、地域住民との共同を力に、憲法と子どもの権利条約をいかした地方教育行政の確立をめざして奮闘するものです。

以 上